

大阪樟蔭女子大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

大阪樟蔭女子大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪樟蔭女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神に基づき、学則第1条及び第2条において、大学、大学院ともに大学の使命・目的について明文化し、教育目的についても、学部学科ごと及び研究科専攻ごとに具体的で明確に示している。大学の使命・目的及び教育目的は、学園要覧、大学案内、学生便覧、履修の手引き、ホームページ等に明瞭かつ簡潔な文章で記されている。また、社会情勢に対応すべく、使命・目的及び教育目的は年度の始めに学長室、大学協議会において確認、検討する機会を設け、長期的には「第Ⅱ期中長期計画」や「樟蔭学園創立100周年」に向けた各種取組みの中で継続して検討する計画が示されている。大学の使命・目的はさまざまな会議で審議され、理事会で決定しているが、その過程で教職員や役員に理解され、支持を得ており、これらの目的を達成するため、教育研究組織として3学部1研究科を設置し、その整合性が図られている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは、学部学科ごと及び研究科専攻ごとの教育目的に沿って規定され、入学者選抜もこれに即して多様な方法にて実施されている。カリキュラムポリシーも明確化され、これをもとに教育課程が適切に編成されている。学修及び授業等の支援に関しては、アドバイザー制度のもと個々の学生に対し学修計画や履修の指導が十分に行われており、TA(Teaching Assistant)やLA(Learning Assistant)も適切に配置されている。単位認定、進級及び卒業・修了認定はディプロマポリシーに従い適切に実施されている。キャリアサポートについては組織的体制がとられ充実している。教育目的の達成状況の評価に関しては「達成度自己評価システム」が学内ポータルサイト上で構築されている。学生サービスは学生支援課を核とした体制が形成されて円滑に機能している。教員の配置は適切になされ、教員の資質向上を目的にFD(Faculty Development)に関する各種活動が実施されている。校地、校舎、設備、実習施設、図書館に関しては整備され、適切に管理・運営されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学校法人の設立の目的に従い、学校教育法等の法令遵守のもとに管理運営体制や規則等が整備されており、教育情報や財務情報はホームページ等で公表されている。理事会は最高意思決定機関として寄附行為に定められ、理事・監事の選任や理事会の開催が適切に行われている。学長は、教授会を除く各会議の議長として中心的な役割を果たし、教学とともに業務遂行の責任者としてリーダーシップを十分に発揮している。学長室会議、部館長

会議、大学協議会において、法人から役職者が参加し、法人・大学間で意思決定に係る円滑化が図られている。事務組織規程に基づき、権限の適切な分散と責任が明確化され、業務執行体制が整備され、職員の資質・能力向上も図られている。財務基盤に関しては中長期計画を策定し、学生生徒数や財務指標の数値目標を掲げ、財務改善の努力をしている。会計処理に関しては、各種基準や規則などに基づく会計処理が適正に実施されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学は、自己点検・評価の実施と公表を学則に定め、平成 13(2001)年度より自己点検・評価委員会を常設の委員会として、5 年周期で報告書を作成している。この周期内で「自己点検・評価報告書」に記された各部署の「自己点検による問題点及び課題」に対して「改善方策・設定目標」と、その取組みの詳細について進捗状況を確認し、その結果を踏まえて中間評価を実施している。「自己点検・評価報告書」は、学内では冊子あるいは電子媒体として全教職員に配付し、その周知、徹底を図っている。学外に対しては、ホームページを利用して公表を行っている。自己点検・評価活動を PDCA サイクルの中に適切に位置付け、中長期計画、毎年度の事業計画に活用している。

総じて、大学は建学の精神や使命・目的に基づいた教育を着実に実践している。学修と教育に関しては、教員組織や教育環境を整備しつつ、アドバイザー制度を設けるなど学生一人ひとりを大切にするための創意工夫がなされている。経営・管理と財務については、「第Ⅱ期中長期計画」を策定する中で、的確な予算編成と財務改善の努力が望まれる。自己点検・評価は適切に実施されており、今後もこうした活動の成果が更に期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A. 社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づき、学則第 1 条において、大学、大学院ともに使命・目的について明文化されており、教育目的についても、大学学則第 2 条及び大学院学則第 1 条において学部学科ごと及び研究科専攻ごとに明確化されている。各々の使命・目的及び教育目的の意

味・内容については、具体的で明確に記されている。

使命・目的及び教育目的については、学園要覧、大学案内、学生便覧、履修の手引き、ホームページの大学案内部分に明瞭かつ簡潔な文章で示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神「高い知性と豊かな情操を兼ね備えた社会に貢献できる女性の育成をめざす」を、大学の教育理念として、また教育目的に大学の個性・特色として反映し、明文化している。

教育基本法、学校教育法、大学設置基準を遵守し、建学の精神に基づく大学の使命・目的を学則第1条に、教育目的を大学学則2条及び大学院学則第1条に明記している。

また、社会情勢に対応すべく、使命・目的及び教育目的を年度の始めに学長室、大学協議会において確認、検討する機会を設けており、長期的な議論としては「第Ⅱ期中長期計画」の中及び「樟蔭学園創立100周年」に向けた各種取組みの中でも継続して検討する計画を示している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的はさまざまな会議で審議され、理事会で決定しているが、その過程で教職員や役員に理解され支持を得ている。また、ホームページや各種メディアを用いて学内外への周知も図っている。

中長期計画を学長・副学長・教務部長・学生部長・入試部長を中心に5年ごとに策定しており、各部署が使命・目的及び教育目的の実現に向けて努力している。使命・目的及び教育目的を達成するため、教育研究組織として大学は学芸学部、児童学部、健康栄養学部の3学部、大学院は人間科学研究科の1研究科を設置し、その整合性が図られている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、学部学科ごと及び研究科専攻ごとの教育目的に沿って明確に定められ、ホームページや入試要項、大学院受験生向けの学生募集要項、オープンキャンパス等を通じて十分に周知されている。また、その検証も、学長を委員長とする「アドミッションズ・オフィス委員会」において行われている。

入学者選抜も、アドミッションポリシーに即して多様な方法を実施しており、また、公正かつ妥当な方法で行われている。入学者選抜における全般的な事項についても「入試委員会」が審議しており、受入れ方法の工夫がなされている。

また、一部の学科、専攻において定員充足に課題があるものの、キャンパス統合やリニューアルによって、学生募集業務の充実が図られており、今後の改善、向上が期待できる。

【参考意見】

○学芸学部国文学科及び国際英語学科については、今後も定員充足に向けた継続的な努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学部学科ごと及び研究科専攻ごとにカリキュラムポリシーが明確化され、それに伴って学士課程基幹教育科目、学科専攻科目その他の科目が設定され、更に他学科履修・副専攻の仕組みも設定されている。

カリキュラムポリシーをもとに教育課程が編成され、その体系はカリキュラムマップによって表現されている。また、シラバスにも授業概要や到達目標が分かりやすく明示されており、カリキュラム上の位置付けが明確になっている。シラバスの第三者評価も開始されており、今後の充実が期待できる。ただし、現段階では、カリキュラムポリシーがホームページ上でのみ公開されるにとどまっており、学生への周知という点で、今後の対応に期待したい。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

個々の学生の学修状況を点検するなど、アドバイザー制度が有効に機能しており、その後の学修計画・履修の指導が行われている。また、この制度は不登校や欠席が目立つ学生、休学・退学等に関して、学生本人・保護者と十分に話し合い、迅速かつ適切な対応を講ずることにもつながっている。

学生の意見等をくみ上げる仕組みは、アドバイザー制度、授業改善アンケート及び学内設置の投書箱「キャンパスの声」により、適切に整備、運用されている。具体的には「サポートスクエア」を設置し、教職員協働のもと、さまざまな学修・授業支援が1か所で行える体制を整えており、そこでの問題点、学生の意見は随時アドバイザー教員に伝わるようになっている。また、専任教員は週1コマのオフィスアワーを設定し、学生の相談に応じる体制を整えている他、TA や LA も適切に配置するなど、学修及び授業等の支援の充実化に努めている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

成績評価基準に基づく単位認定、進級及び卒業・修了認定に関しては、明確な基準が制度化され、学則、学生便覧、履修ガイド及びシラバスを通して学生にも周知し、厳正に実施されている。特に、卒業・修了認定に関してはディプロマポリシーに基づいて適切に行われている。

GPA(Grade Point Average)制度、キャップ制度を導入し、単位制度の実質化を保つための工夫をしている。また、進級制度を設け、2年次から3年次への進級時に要件49単位と

定めており、学生の学修意欲の活性化につながっている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導体制として、学生の4年間を見越したキャリア教育のための支援体制が整備され、明示されている。特に、キャリアセンター運営委員会とキャリア科目担当教員との連携による社会的・職業的自立に関する相談や助言等のサポート体制が充実しており、キャリア系演習科目やインターンシップ等の教育課程内外を通じたキャリアサポートによって、就職決定率は上昇している。また、平成26(2014)年度の卒業生は過去5年間の中で最も高い就職決定率を示している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目標の達成状況を点検・評価する仕組みとしての「達成度自己評価システム」が学内ポータルサイト上で構築されている。学生はこのシステムを用いて自らポートフォリオを作成して自己評価を行い、アドバイザー教員による評価を受けることができるなど、学生自身にPDCAサイクルによる「学びの自己点検サイクル」を確立させている。

また、教員はこのシステムを用いて学生の履修状況を把握して学修指導を行い、「授業改善のためのアンケート」と組み合わせながら教育内容・方法の改善に役立てている。加えて、教員相互に授業を参観し合い、互いに指摘事項やアドバイスなどのフィードバックを行うとともに、授業内容や方法の改善に取り組んでいる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援課を核とした学生に対する支援等を「学生生活の安定のための支援体制」「経済面での支援」「課外活動への支援」「健康・精神面での支援」の四つの観点から行っている。特に、「学生生活の安定のための支援体制」においては、学生支援課が組織の核となり、学生委員会、アドバイザー、保健室、学生相談室、学友会、大学生協と連携して、学生生活におけるニーズのワンストップ機能を果たしている。アドバイザーは授業担当者から提出された「お気づきシート」を活用することで、気になる学生の状況を把握し、その後の指導に役立てている。

学生の意見・要望を把握するためのアンケート調査結果や「キャンパスの声」を分析・検討して学生生活の改善に活用することによって、学生の満足度を向上させる取組みを実施している。また、大学独自の奨学金制度や大学後援会からの奨学基金による奨学金制度を設け、さまざまな状況の学生に対する支援を行っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置が適切になされている。また、教員の採用・昇任等においては各種の規則等が整備され、それに基づいた採用や昇任等が行われている。

教員の資質・向上に向けた取組みとして FD に関する各種の活動が計画され、活動の参加度による「FD ポイント」制度（専任教員を対象）を実施している。また、授業改善のためのアンケートの回答率を上げるための工夫が行われ、徐々に回答率が上がっている。

教養教育実施のために「学士課程教育センター」を設置し、全学的な実施体制を確立するとともに、全ての学生に質の高い学士課程教育を行うことを目的としている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、運動場、図書館、体育施設、情報サービス施設等の施設設備を適切に整備・配置し、教育環境の整備と運営、管理が適切に行われている。また、耐震補強工事も順次実施し、安全面の対策を講じている。

卒業生である田辺聖子氏の業績を記念した「田辺聖子文学館」は大学のシンボルとして活用され、学生のみならず、全国の青少年を対象とした文化的な活動に貢献している。

授業を行う学生数の管理面においては少人数教育をモットーに適切な管理が行われ、教育効果を高める取組みが実践されている。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

【理由】

「学校法人樟蔭学園寄附行為」の法人の目的に、建学の精神である「高い知性と豊かな情操を兼ね備えた社会に貢献できる女性の育成をめざす」について定め、この目的に従い、学校教育法等の法令を遵守しつつ、管理運営体制や規則等を整備することで、経営の規律と誠実性を維持している。

理事会、経営戦略本部等により、法人の経営、事業計画を継続的に審議・遂行し、更には「樟蔭学園創立100周年」事業を遂行するなど、使命・目的の実現に向けて努力を行っている。また、環境保全、安全への配慮は、衛生委員会を設置するなど体制を整備しており、人権への配慮は、人権委員会の設置やハラスメント研修の実施により確保されている他、公益通報に関する規則や、利益相反に関する規則等を定め、社会的信頼の維持や公正な業務運営に努めている。

教育情報や財務情報は学園報やホームページ等で、適切かつ積極的に公表されている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

学校法人の使命・目的の達成に向けて、理事会は最高意思決定機関として寄附行為に定められており、規則等が整備され、理事・監事の選任や理事会の開催が適切に行われている。理事会は月 1 回定例開催している。各理事の負担職務を内規に定め、業務執行体制を明確かつ強固にしている。

理事会のもとに経営戦略本部を設置し、法人運営について、迅速化、円滑化を図っており、戦略的意思決定ができる体制が整備され、適切に機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学則や規則等により、意思決定機関の権限と責任が明確になっている。学長が意思決定をするに当たって、部館長会は大学協議会の運営及び調整を行い、大学協議会は教授会の運営及び調整を行う。教授会の意見を聞くことが必要な事項を定め、意思決定の流れが確立している。

学長は、教授会を除く各会議の議長として中心的な役割を果たし、教学とともに業務遂行の責任者として、リーダーシップを十分に発揮している。副学長や大学事務局長は理事であり、学長室とともに学長を補佐する体制が整備されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長室会議、部館長会、大学協議会において、法人から法人事務局長や総務部長等が参加し、法人・大学間で意思決定に係るコミュニケーションが取れている。理事会、評議員会は円滑に機能している。

経営戦略本部会議、学長室会議、部館長会、大学協議会により、法人間各組織の意思疎通に漏れがないように努めている。

監事の選任は問題なく行われており、理事会への出席状況も良好である。また、評議員の選任は、寄附行為にのっとり適切に選任されている。

理事長は法人運営に係る重要会議の議長を務めるなど、適切なリーダーシップを発揮する一方で、事務部門においては部長職ミーティングを毎週行い、教職員の提案をくみ上げる仕組みを整備するなど、ボトムアップ機能の強化にも力を入れている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織規程に基づき、権限の適切な分散と責任の明確化をはかり、業務執行体制を整備している。キャンパス統合に伴い、組織再編制を行うなど改善に取り組んでいる。

業務執行の管理体制構築と機能性については、「理事職務内規」を定め、各理事の職務を明確にしている。管理部門と教学部門との連携によって、大学としての教育研究や地域貢献等を支援し推進している。また、部長会を毎週開催し、事務部門の連携と課題検討に取り組んでいる。

事務職員の資質・能力向上のための研修ガイドが作成・整備されている。事務職員の職能開発のためのSD(Staff Development)は、研修規則や研修ガイドにより明示され実施されている。目標管理制度や人事評価制度を導入し、あるべき職員像を定め、使命・目的達成のための体制を構築している。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 21(2009)年度に「第 I 期中長期計画」を策定して以降、学生生徒数や財務指標の数値目標を掲げ、メリハリのある予算編成の確保、人件費削減（退職者不補充や手当見直し等）等の経費削減を図ることにより財務改善の努力をしている。

「樟蔭学園創立 100 周年」事業を契機に寄附金増収や、法人が設立した出資会社からの寄附による収入増を試み、科学研究費助成事業をはじめとする外部補助金への申請を積極的に行い、獲得件数が増加するなど外部資金獲得等にも取り組んでいる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、学校法人会計基準や「学校法人樟蔭学園経理規程」等に基づく会計処理が適正に実施されている。また、予算については当初予算の後、学生生徒数・教職員数確定時（5 月）及び年度末の 2 回、補正予算を編成し、理事会・評議員会の審議を経ている。

会計監査については、公認会計士（独立監査法人）と監事による監査を厳正に実施している。また、今後の改善・向上方策として、公認会計士及び監事との連絡をより密にし、会計監査の円滑化を図ることが検討されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の実施と公表を学則に定め、平成 13(2001)年度より常設の委員会として自己点検・評価委員会を設置し、5 年周期で報告書を作成している。

自己点検・評価委員会により、「自己点検評価報告書」に示された各部署の「自己評価による問題点及び課題」に対して「改善方策・設定目標」と、その取組みの詳細について進捗状況を確認し、その結果を踏まえて中間評価を実施している。

自己点検・評価の実施周期については、学生のニーズや社会動向の変動などに対して適

切な対応ができるよう、教学 IR(Institutional Research)委員会とともに検討を開始している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学は、蓄積した経年データに基づき、自己点検・評価を行い、活動経過についても公開している。

「自己点検評価報告書」は、学内では冊子あるいは電子媒体として全教職員に配付し、その内容については大学協議会や教授会を通じて周知すべく努めている。また、学外に対してはホームページを利用して公表を行っている。

平成 26(2014)年度に教学 IR 委員会を設置し、経営戦略室と連携して効率的なデータ収集とエビデンスに基づくデータ分析・評価を行う体制整備に努めている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学は、自己点検・評価活動を PDCA サイクルの中に適切に位置付け、中長期計画及び毎年度の事業計画に活用している。

評価の PDCA は、自己点検・評価委員会、教学 IR 委員会が個々の事項におけるデータ収集の結果を次のサイクルに有効に反映させるため、それぞれが連携を図るようにし、更に適切な自己点検・評価につながるようにしている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

- A-1-① 社会貢献を目的とする学生活動
- A-1-② 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育等、大学が持っている物的・人

的資源の社会への提供

【概評】

大学の所在地である大阪府東大阪市との連携事業として、地元商店街の活性化を目指す「KSK10」プロジェクトを、また、奈良県香芝市との連携事業として始めた、子育て支援を実践する「SHOIN 子育てカレッジ」「グリムプロジェクト」や、児童・生徒向けのイベントを企画・開催する「ヤングアメリカン」「ヤングジャパニーズ」等の活動を実施し、積極的に地域との融合を図っている。

平成 26(2014)年度には「くすのき地域協創センター」を設置し、学生の主体的な地域貢献の学びを支援するとともに、地域貢献の研究を実施している。その結果、公開講座、くすのきチャレンジプロジェクトの開設、学生教育ボランティア等、地域の要請に広く応えることができる体制が構築されている。今後も「くすのき地域協創センター」を中核とし、地域社会との連携・協力が更に発展・拡大することを期待したい。

また、「田辺聖子文学館」を設置し、極めて優れた地域貢献を果たすとともに、「田辺聖子文学館ジュニア文学賞」を創設して全国の中学生・高校生の読書・文化活動に貢献している点は、独自の特色として挙げられる。これらは大学の資源が社会に有効に還元されている取組みであり、文学的側面からの地域貢献についても今後大いに期待したい。